

資格取得費用支援規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議（以下、「法人」という。）が設置・運営するグループホームめぞん・ぽぷら（以下、「事業所」という。）において現に従事する労働者（以下、「現任職員」という。）の資格取得を推進し、現任職員の資質向上並びに業務体制の整備・強化、職場定着を図ることを目的とし、助成に関する事項について定めるものとする。

(助成対象資格)

第2条 この規程の対象者は、事業所の現任職員とし、下記に掲げる資格の取得に係る費用（以下、「受験費用」という。）の一部を助成する。

- (1) 介護福祉士
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 介護支援専門員

2 前項各号のほか、業務上または事業所及び法人の将来を見据えた場合、必要であると理事長が判断した資格についても対象とする。

3 試験合格後に必須とされる研修等の費用（以下、「試験後費用」）の一部も助成する。

4 受験費用の助成は1資格につき5回までを対象とする。

5 受験費用の助成は1年度につき1回とする。

(助成の対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、次のとおりとする。

- (1) 受験料または受講料
- (2) 研修参加費
- (3) 交通費
- (4) 宿泊料
- (5) その他理事長が認めたもの

3 1項の3号および4号は「旅費規程」を準用する。

4 1項の4号は、2泊（受験日の前日と当日）を限度とする。

(助成率及び助成額)

第4条 助成率は、受験回数に応じ、別表1「助成率及び助成額の算定表」のとおりとする。

2 助成額は、第3条の各対象費用に、別表1の助成率を乗じた金額とする。

3 前条第1項の1号及び2号の助成額は各30,000円、合計で50,000円を限度とする。

4 パートタイム労働者（非常勤）に対する助成額は以下により算出する。

$$\text{助成額（円）} = \text{別表1で算出された助成額（円）} \times \frac{\text{雇用契約上の所定労働時間（時間）}}{\text{常勤労働者の所定労働時間（時間）}}$$

(申請手続き)

第5条 第2条に該当する職員は、受験日の遅くとも1か月前までに口頭により管理者に受験に際して助成金を申請したい考えであることを伝え、承諾された後に「資格取得助成金交付申請書(様式1)」に、必要な事項を記入し、受験票または受験することの証となる書類の写しを添付し、事業所に申請するものとする。

2 受験後費用の申請についても前項と同様とする。

(助成金の精算)

第6条 助成金の精算は、受験後に「旅費規程」に基づく旅費精算書を準用して行うものとする。

2 受験後費用の精算についても前項と同様とする。

(結果報告)

第7条 資格取得した職員は、その結果をすみやかに管理者に報告しなければならない。

(返還義務)

第8条 資格取得後、3年以内に退職した場合は、第6条で精算した助成金の全額を返還しなければならない。

(資格更新等に係る費用)

第9条 事業所が、障害福祉サービス等報酬を算定する上での資格要件として届け出ている現任職員の資格更新等に係る費用については、その全額を事業所が負担する。

2 前項に該当しない現任職員であっても、理事長が認めた場合は、資格更新に係る費用を事業所が全額負担する。

(その他)

第10条 本規程に定める事項のほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 助成率及び助成額の算定表

| 対象費用 | 受験回数 | | | | | 助成額 |
|---------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----------------------------|
| | 助成率 (%) | | | | | |
| | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | |
| ①受験料・受講料 | 100 | 80 | 60 | 40 | 20 | 各資格の受験料・受講料に（左記の率/100）を乗じた額 |
| ②研修参加費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 各資格の研修参加費に（左記の率/100）を乗じた額 |
| ③交通費 | 100 | 80 | 60 | 40 | 20 | 旅費規程に準じた額に（左記の率/100）を乗じた額 |
| ④宿泊料 | 100 | 80 | 60 | 40 | 20 | 旅費規程に準じた額に（左記の率/100）を乗じた |
| ⑤その他理事長が認めた費用 | 100 | 80 | 60 | 40 | 20 | その他費用の額に（左記の率/100）を乗じた額 |

注) ①受験料・受講料、②研修参加費の助成額は各 30,000 円、合計で 50,000 円を限度とする。
 パートタイム労働者は、上表で算出された助成額に（雇用契約上の所定労働時間/常勤労働者の所定労働時間）を乗じることとする。

資格取得助成金交付申請書

令和 年 月 日

グループホームめぞん・ぽぷら
管理者 殿

下記のとおり助成金の交付を申請致します。

なお、資格取得後一年以内に退職（法人の責に帰すべき退職を除く）した場合は、全額を返還いたします。

| | | |
|----------------------------|---------------------|--------|
| 氏 名 | (印) | |
| 所 属 | グループホームめぞん・ぽぷら | |
| 受験資格名 | (回目) | |
| 受験日・講習日 | 令和 年 月 日 () | |
| 受験・講習に要する期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | |
| 試験等の開催地・会場 | 【場所地】 【会場】 | |
| 助 成 対 象 額 ※ | ①受験料・講習料 | 円 |
| | ②研修参加費 | 円 |
| | ③交通費 | 円 |
| | ④宿泊費 | 円 (泊) |
| | ⑤その他費用（概算） | 円 |
| | 〃 | 円 |
| | 〃 | 円 |
| | 合 計 額 | 円 |
| 助成額の精算予定日 | 令和 年 月 日 () | |

※助成対象額は、表1の助成率を乗じる前の額を記入すること。
受験票または受験することの証となる書類等を添付すること。